

事務事業マネジメントシート(令和 6年度実績と令和 7年度計画)

令和 7年 6月 3日 更新

事務事業名		老人医療事務		<input type="checkbox"/> 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 「こどもまんなか社会」の構築 <input type="checkbox"/> 産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系	政策	2	福祉の健幸	所属部	健康福祉部	課長名	中嶋 繁之
	施策	6	健康づくりの推進	所属課	健康ほけん課	担当者名	毛利 一生
	業務分野	24	保険医療制度の健全な運営	所属班	保険年金班	(内線)	1186
予算科目		会計一般	款 3	項 1	目 12	事業連番	10386
				法令根拠	老人保健法		
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 6年度で終了 <input type="checkbox"/> 6年度から開始		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ 年度)		

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】	昭和58年2月、老人保健法の施行に伴い老人医療制度が開始となり、老人医療受給者の医療費を国保連合会、社会保険診療報酬支払基金へ支払う事務である。 平成20年4月、後期高齢者医療制度の開始に伴い同制度に移行し、老人医療制度は終了した。しかし、平成20年3月診療分までの再審査支払い等のわずかな事務が残っている。そのため、老人医療特別会計は平成22年度で廃止し、23年度からは一般会計にて処理をしている。 ※診療報酬等の請求権が時効を過ぎたため医療給付費の再審査請求は終了し、第三者行為求償事務(熊本県国保連にて共同処理)が残っている。 ※第三者納付金：交通事故など第三者(加害者)の行為による治療費を一時的に立替払いした健康保険組合がその治療費を第三者に請求し、支払ってもらうものである。
【業務の流れ】	第三者納付金の収納、第三者行為求償事務費の支払い、医療給付費(国・県)及び医療費交付金(支払基金)の精算・返還事務 ※H28年度以降に新規に発生する損害賠償金等は、後期高齢者医療広域連合で処理することになる。
【主な予算費目】	委託料、償還金利子及び割引料

(1)事務事業の振り返り・計画

①6年度事務事業の成果・実績

第三者納付金の収納、第三者行為求償事務費の支払い事務を行った。  
 納付を行わない対象者への臨戸を行った結果、令和6年度中での4度の入金があった。  
 【基準に達しなかった理由】返納期間が長期間に渡っており、債務者の高齢化等により、老人医療に係る第三者納付金返還額が見込みよりも少なかったため。

②7年度計画(次年度に計画している主な内容)

前年度と同じ

③予算の主な増減の理由

成果指標

ア	第三者納付金額	(単位)	円	データ取得方法	第三者行為損害賠償金の納付金額
イ					
ウ					

(2)成果指標・総事業費の推移

成果指標	単位	4年度	5年度	6年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実績(決算)	実績(決算)	目標(当初予算)	実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込
	ア	105,000	105,000	7,000	40,000	7,000	7,000	7,000	0
	イ								
	ウ								
事業費	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円	8	5	2				
	繰入金	千円							
一般財源	千円			21	21	21	21	21	
(A) 事業費計	千円	8	5	21	2	21	21	21	

(3)評価の総括(成果向上の余地・事業費削減の余地)

年間に収納する第三者納付金額が少額であるため、終了までに相当の日時を要する。

(4)今後の事業の方向性

廃止  縮小  事業のやり方改善  現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)